

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第61号）

1 請求対象文書（諮問案件第99号）

平成8年度松波川県単河川防災工事に関する平成18年3月28日付奥能上第3902、3904、3906、3909、3910各号の当局における口頭での補足説明に関する書面

2 担当課（所） 土木部奥能登土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) H18. 6. 9 公開請求 | (4) H18. 9. 1 諒問 |
| (2) H18. 6. 20 不存在決定 | (5) H21. 3. 9 答申 |
| (3) H18. 8. 3 異議申立て | |

4 諒問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>本件請求文書について、公開請求書では「平成18年3月28日付奥能上第3902、3904、3906、3909、3910各号の当局における口頭での補足説明に関する書面」と記載されており、異議申立書では、実施機関が別件諮問案件に係る理由説明書の中で「本人に口頭で補足説明を求めた」と記載していることについての記録に関する公文書の公開を求めるとしている。</p> <p>当審査会で確認したところ、公開請求書に記載された公文書には補足説明聽取に関する情報がなく、異議申立書に記載された別件諮問案件の理由説明書に「本人に口頭で補足説明を求めた」旨の記載が認められるので、異議申立人が求める本件公開請求に対応する公文書は、別件諮問案件の理由説明書に係る公文書であると考えられる。</p> <p>本件公開請求は、異議申立人が別件の情報公開請求に係る処分に対して異議申立てを行ったことを前提に、その際の実施機関との話し合いの記録という「自己情報」の公開を求めているものと考えられるが、この存否を答えることは、特定の個人が特定の案件について実施機関と交渉を行ったという事実の有無を明らかにするものと認められる。</p> <p>情報公開制度は、公開請求者が何人であるかということを考慮しないものであり、このような存否情報は、自己情報であっても、条例第7条第2号の規定によって非公開となる個人情報であると認められ、この存否を明らかにすると、非公開情報を公開することになるので、実施機関は、本件公開請求に対して、条例第10条の規定に基づき存否応答拒否を行うべきであったと考えられる。</p> <p>しかしながら、既に、本件処分において不存在による非公開決定を行っており、非公開情報を公開した状態となっていることから、改めて本件処分を取り消す意味はないと考えられ、本件非公開決定は、結論において妥当と認められる。</p>

5 審議経緯 審査回数 10回

(別 紙)
答申第61号

答 申 書

平成21年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年6月9日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成8年度松波川県単河川防災工事に関する平成18年3月28日付奥能土第3902、3904、3906、3909、3910各号の当局における口頭での補足説明に関する書面

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成18年6月20日に公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

書類は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年8月3日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、平成18年9月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、質問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書の「異議申立ての理由」において、次のとおり記載している。

「情公審第428、431、433、440、442各号において、当局は理由書の中でその場で本人に、口頭で補足説明を求めたが云々、との記載がある事です。しかるに本

件では、誰が、何時、何処で、どの様な事をした、との書面が不存在との事です。」

この「情公審第428、431、433、440、442各号」については、平成18年3月28日に当審査会に諮問された別の諮問案件（以下「別件諮問案件」という。）に関して、当審査会から実施機関に対して提出を依頼した理由説明書を、実施機関が提出する際に送付文書に付した文書番号である「奥能土第428、431、433、440、442各号」を、異議申立人が独自の解釈によってこのように表記したものと考えられる。

当審査会では、異議申立人からの口頭での意見聴取の際に、この別件諮問案件の理由説明書に記載された記録の公開を求める趣旨であるか確認したが、異議申立人は特に異論は述べなかった。

これらのことから、異議申立人の主張の要旨は、おおむね次のような内容であると考えられる。

別件諮問案件に係る実施機関の理由説明書に、「本人に口頭で補足説明を求めた」との記載があるので、この経緯ややりとりを記録した文書を公開請求したところ、不存在とされたが、存在するはずであるとして異議申立てしたものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 平成18年3月28日付奥能土第3902、3904、3906、3909、3910各号は、いずれも条例第20条に基づき、異議申立人から提起された別件諮問案件に係る異議申立てについて、石川県情報公開審査会に諮問した旨を異議申立人に対して通知する文書であり、これらの文書作成の際、異議申立人から補足説明を受けていないので、公開請求に係る公文書は存在しないとしたものである。
- 2 この決定に対して、平成18年8月3日に異議申立書が提出され、「情公審第428、431、433、440、442各号において、当局は理由書の中でその場で本人に、口頭で補足説明を求めた」と記載されていたので、別件諮問案件に関する理由説明書で言及した口頭補足説明の聴取を記録した公文書の公開請求であったことを初めて認識するに至った。
- 3 別件諮問案件の理由説明書に記載した「口頭補足説明」を求めた理由は、異議申立人が公開請求しているなかに、複数の施工延長や除去土量を記載した書面を公開請求するものがあるので、その理由を聴取し公開請求に対応する文書を特定するため行ったものである。この補足説明によって、文書を特定する目的が達成されたため、そのことに関する記録は作成、保管していない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加によ

る公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件請求文書について、公開請求書では「平成18年3月28日付奥能土第3902、3904、3906、3909、3910各号の当局における口頭での補足説明に関する書面」と記載されており、異議申立書では、実施機関が理由説明書の中で「本人に口頭で補足説明を求めた」と記載していることについての記録に関する公文書の公開を求めたとしている。

当審査会で確認したところ、公開請求書に記載された公文書には補足説明聽取に関する情報がなく、異議申立書に記載された別件諮問案件の理由説明書に「本人に口頭で補足説明を求めた」旨の記載が認められるので、異議申立人が求める本件公開請求に対応する公文書は、別件諮問案件の理由説明書に係る公文書であると考えられる。

3 自己情報の公開請求について

本件公開請求は、異議申立人が別件の情報公開請求に係る処分に対して異議申立てを行ったことを前提に、その際の実施機関との話し合いの記録という「自己情報」の公開を求めているものと考えられるが、この存否を答えることは、特定の個人が特定の案件について実施機関と交渉を行ったという事実の有無を明らかにするものと認められる。

情報公開制度は、公開請求者が何人であるかということを考慮しないものであり、このような存否情報は、自己情報であっても、条例第7条第2号の規定によって非公開となる個人情報であると認められ、この存否を明らかにすると、非公開情報を公開することになるので、実施機関は、本件公開請求に対して、条例第10条の規定に基づき存否応答拒否を行うべきであったと考えられる。

しかしながら、既に、本件処分において不存在による非公開決定を行っており、非公開情報を公開した状態となっていることから、改めて本件処分を取り消す意味はないと考えられ、本件非公開決定は、結論において妥当と認められる。

4 本件公開請求に対する非公開決定について

本件公開請求は、別件諮問案件に関して実施機関が提出した理由説明書の「本人に口頭で補足説明を求めた」との記載に関する記録の公開を求めたものと考えられるが、情報公開請求書の「請求に係る公文書の内容」欄に、「平成18年3月28日付奥能土第3902、3904、3906、3909、3910各号の当局における口頭での補足説明に関する書面」と記載されており、実施機関はこれを基に本件処分を行ったものと考えられる。

いずれにしても、本件公開請求に対応する情報は、条例第7条第2号本文に規定する非公開情報に該当すると認められ、ただし書のイ、ロ又はハのいずれにも該当しないので、非公開とした決定は、結論において妥当である。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　　査　　会　　の　　処　　理　　経　　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 18 年 9 月 1 日	○ 質問を受けた。(質問案件第 99 号)
平成 18 年 10 月 20 日	○ 実施機関(奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所)から理由説明書を受理した。
平成 18 年 11 月 16 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 19 年 1 月 12 日 (第 146 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 2 月 27 日 (第 148 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 3 月 16 日 (第 149 回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 2 日 (第 150 回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 30 日 (第 151 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 10 日 (第 168 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 27 日 (第 169 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 12 月 22 日 (第 170 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 1 月 19 日 (第 171 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 2 月 17 日 (第 172 回審査会)	○ 事案の審議を行った。